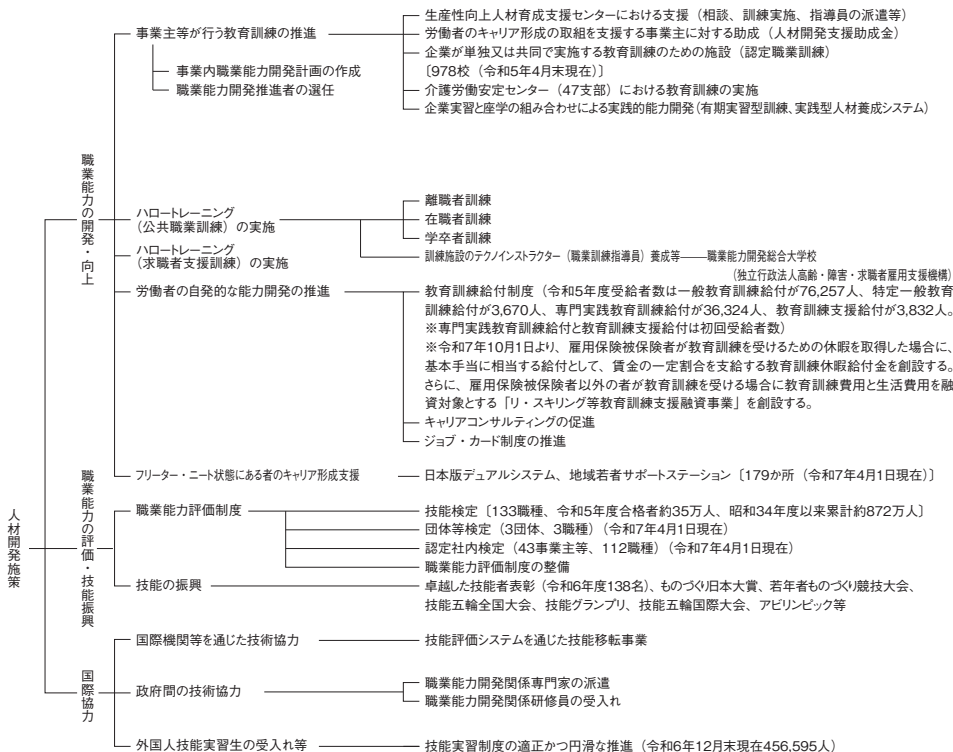


人材開発施策

概要

人材開発施策の体系



ハロートレーニング（公共職業訓練）

概 要

ハロートレーニング（公共職業訓練）の概要

1. 概要

国及び都道府県は、その責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており（職業能力開発促進法第4条第2項）、この規定を踏まえ、労働者ごとのニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業能力開発施設を設置している。

2. 訓練対象者

離職者、在職者、学卒者

3. 公共職業能力開発施設【238校】

区 分	職業訓練の実施	設置主体	設置数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県	1 15
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	46
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	146 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国（注） 都道府県	13 6

（注）運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（2）及び都道府県（11）に委託している。

障害者の人材開発

概要

障害者人材開発施策の概要

障害者に対する人材開発の推進

1 障害者職業能力開発校の設置・運営（全19校）

- (1) 国立障害者職業能力開発校（13校）
 - ①（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構営（2校）
 - ② 都道府県営（11校）
- (2) 都道府県立障害者職業能力開発校（6校）

2 一般の職業能力開発校における障害者の職業能力開発

全国146校設置されている一般校の一部において、一般の訓練科での障害者の受け入れや障害者を対象とした訓練科を設置した上で職業訓練を実施

3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施

4 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

アビリンピックは、障害がある人々の職業能力の向上を図るとともに企業や一般の人々に障害への理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催

⑥

人材開発

職業能力評価

概 要

職業能力評価制度の推進

名 称	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概 要	国が労働者の有する技能を一定の基準に基づいて検定し、公証する制度	事業主・事業主団体が実施する検定のうち、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度	
対象となる技能及び職種等	全国的に企業間で共通性のある技能で、対象労働者が多い職種を対象 令和7年4月1日現在、機械加工、建築大工等133職種について特級、1級、2級、3級等に区分して実施（等級区分のない職種（単一等級）もある	企業横断的ではあるが、地域的特殊性の強い技能や成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種等を対象 令和7年4月1日現在、コンクリート打込み・締固め工等3職種(3団体)を認定	個別企業、団体において先進的・特有の技能を対象 令和7年4月1日現在、食品の販売加工、自動車部品管理等112職種（43事業主等）を認定
認定等の内容	合格者は、厚生労働大臣名（特級、1級及び単一等級）、都道府県知事名又は指定試験機関の長名（2級、3級等）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができる	事業主・事業主団体が実施する検定のうち、一定の基準を満たし、認定を受けたものは、「厚生労働省認定」と表示することができる	
受検対象者	原則として一定の実務経験を有する者	検定を実施する事業主等に雇用される労働者以外の者も対象に含むことができる	検定を実施する事業主等に雇用される労働者

等 級	技能検定試験の概要
特級	検定職種ごとの管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
1級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
2級	検定職種ごとの中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
3級	検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
基礎級	検定職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
単一等級	検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

名 称	職業能力評価基準
概 要	労働者の職業能力を共通のものさしで評価できる様、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。
対象となる職種等	業種別に幅広い業種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系職種についても整備。
被評価者	労働者・求職者（職業能力評価基準を用いる実施者に委ねられる。）
活用方法	職業能力評価基準は、業界内での標準的な基準であり、各企業の活用目的に応じてカスタマイズすることで、人事制度の見直しや社員教育制度の導入、キャリア・パスの提示等、様々な場面での活用が可能。

詳細データ 技能検定の実施状況

	特 級	1 級	2 級	3 級	随時2級	随時3級	基礎級	単一等級	合 計
申請者数 (人)	4,328 130,223	81,569 4,006,942	303,003 10,226,356	282,134 4,901,102	22,973 55,372	24,215 344,209	88,509 1,116,079	2,941 334,258	809,672 21,114,541
合格者数 (人)	1,373 35,422	26,372 1,619,523	88,017 3,372,399	154,324 2,383,427	410 1,142	6,737 93,118	77,266 1,029,085	1,663 187,071	356,162 8,721,187
合格率 (%)	31.7 27.2	32.3 40.4	29.0 33.0	54.7 48.6	1.8 2.1	27.8 27.1	87.3 92.2	56.5 56.0	44.0 41.3

資料：厚生労働省人材開発統括官調べ。

上段：令和5年度、下段：累計（昭和34年度～令和5年度）

(注) 1. 随時3級の申請者数及び合格者数の累計については、技能実習法改正による受検義務化（平成29年度）以降の値としている。

2. 基礎級については、平成29年度以前の実績においては、基礎1・2級を含む。

技能の振興

概 要

技能の振興

施 策	概 要
若年技能者人材育成支援等事業	ものづくり分野で優れた技能、豊かな経験を有する「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対して、技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導を実施している。 また、地域における技能尊重気運の醸成を図るため、技能者を活用した技能習得機会の提供等、地域関係者の創意工夫による取組みを一層推進している。
若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として、2005（平成17）年度から実施している。
技能五輪全国大会	国内の青年技能者（原則23歳以下の者）の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、1963（昭和38）年度から毎年実施している。
技能五輪国際大会	青年技能者（原則22歳以下の者）が国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として、1950（昭和25）年にスペインで第1回大会が開催された。現在隔年で開催されている。我が国は、1962（昭和37）年度から参加している。
技能グランプリ	特に優れた技能を有する一級技能士等が参加する技能競技大会であり、技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上及び技能の振興を図ることを目的として、1981（昭和56）年度から毎年実施してきたが、2002（平成14）年度以降隔年で実施している。
卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度	卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の風気を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する機運を高めることを目的として、1967（昭和42）年度から実施している。
ものづくり日本大賞（内閣総理大臣表彰）	我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」に携わる人材のうち、特に優秀な成果を成し得た個人若しくはグループ又は団体に対してその功績をたたえることにより、「ものづくり」に係る技術及び技能の更なる発展と次世代への着実な継承に寄与することを目的として、2005（平成17）年度から実施している（3年ごとの実施）。
職業能力開発関係厚生労働大臣表彰	認定職業訓練及び技能検定の推進についてその業績が極めて優良で他の模範となると認められる事業所、団体又は功労者及び技能振興の推進についてその業績が極めて優良で他の模範になると認められる事業所及び団体を表彰することにより、認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進と技能水準の向上に資するとともに職業能力開発促進法の趣旨の周知徹底を図ることを目的として実施している。
職業能力開発論文コンクール	職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を表彰することにより、職業能力開発関係者の意識啓発及び職業能力開発の推進と向上に資することを目的として隔年実施している。
職業訓練教材コンクール	公共職業訓練又は認定職業訓練等において、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを表彰することにより、職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として隔年実施している。
アビリンピック（全国障害者技能競技大会）	障害のある人の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として、1972（昭和47）年から実施している。

キャリア形成支援

概 要

職業生涯を通じたキャリア形成支援の推進について

- 職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上等につなげるため、職業訓練の充実・強化や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個々人に合った職業生涯を通じたキャリア形成を支援していくことが必要。

(1) 個人の主体的な能力開発の支援

- ・ 教育訓練給付制度による労働者の自発的な能力開発の支援。
- ・ キャリアコンサルタント登録制度等を通じたキャリアコンサルタントの養成及び質の向上。
- ・ 個人が身近にキャリアコンサルティングを受けることができる環境の整備。
- ・ ジョブ・カード制度の活用促進。

(2) 企業による労働者の能力開発の支援

- ・ 人材開発支援助成金、認定職業訓練制度等のより効果的な活用や企業内でキャリア形成の推進役となる人材の育成等の促進。
- ・ 設備・訓練指導員・資金等の面で企業内では実施困難な職業訓練について、中小企業等のニーズに即して個別に実施する在職者訓練や訓練指導員の企業への派遣等を一層効果的に実施。
- ・ 職業生活の節目において、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受けられる環境（セルフ・キャリアドック）の整備。

若年無業者等の職業的自立支援

概 要

地域若者サポートステーション事業

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

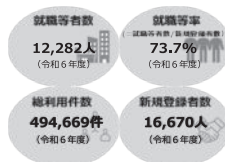
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和7年度179か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援とともに、支援期間中から就職後の定着を見据え、地方公共団体等と連携し、地域の社会資源につなげる伴走型の支援を実施。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



概 要

また、2017（平成29）年11月1日に管理監督体制の強化や制度の拡充を内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）が施行された。同法において技能実習計画の認定及び監理団体の許可制度など設けるとともに、認可法人の外国人技能実習機構が設立され、同機構が監理団体等の実地検査等の業務や、技能実習生の相談・支援等の援助業務を行うなど監理監督体制の強化や技能実習生の保護を図っている。技能実習生は、入国時に原則2カ月間の日本語や法令関係等の講習を受け、技能実習1号（1年目）で技能検定基礎級相当、技能実習2号（2・3年目）で技能検定3級相当、技能実習3号（4・5年目）で技能検定2級相当の技能修得等を目標に、最長5年間の実習が可能となっている。

[illegible]

(單位：人、各年末現在)

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
計	151,482	155,214	167,641	192,655	228,589	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556	456,595

(注) 平成28年までは、在留資格「技能実習1号」及び「技能実習2号」の総在留外国人数を合わせた数である。